

# 事務所通信

2009年3月号 No.45



(梅の花)

## CONTENTS

- |                              |    |                |    |
|------------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント…していい借金<br>してはいけない借金 | P1 | ● 振り込め詐欺にご注意   | P4 |
| ● 役員給与の改定                    | P2 | ● 税務Q&A        | P5 |
| ● 協会けんぽ 料率改定                 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学  | P6 |
|                              |    | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



## 加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

## していい借金、してはいけない借金

最近また「貸し渋り」という言葉が氾濫しています。中小企業の経営者は、独立する勇氣、自立心旺盛、冒険家が多いのか、借金好きな人が多いようです。借金は原則を守っていればほとんどんすべきでしょう。

では借金の原則とは何でしょうか？それは「リスクのないこと」あるいは「限りなくリスクのないこと」です。リスクのないこととは、「店が繁盛しもう一店舗出店したい。」「受注がとれ、仕入・外注、前渡金の代金」「商品完成、広告宣伝費」等々です。現在でいえば不動産業の「不動産値下がりによる買収資金」も入るかと思います。つまり、中小企業のリスクのない借金とは「現在黒字経営で、その成功体験を拡大させたい」資金ということです。

現在赤字でニッチもサッチもいかない会社が、起死回生の新事業を借金して行うというケースは万馬券を購入するようなもので、絶対成功しません。何故でしょうか。余裕がないからです。車の運転も、あらゆるスポーツも余裕が必要です。力を抜くことが秘訣です。全財産を投入して万馬券を購入した人は本人が気付かなくとも形相に現れます。そんな鬼のような形相をした人を社会はしっかりと見ています。善意の人はその痛々しい姿に同情はしますが、一歩引きます。また悪意の人はそんな経営者を利用しようと儲け話・出資話・協力を申し出ながら、ひと商売を打とうと考えます。そのため食い物にされて会社が破たんするのです。

赤字経営の場合まず赤字の原因を突き止め、企業規模の縮小、固定費の圧縮、損益分岐点の引き下げから手を付けます。そして、その結果、赤字から黒字経営へ転換し、借金が月商の3倍以内に収まった頃、その本業の成功体験を元に新たな新規事業やフランチャイズに参加する等してリスクをできるだけ減少させながら事業規模の拡大を目指します。



# 役員給与の改定

役員給与の額の改定には様々な形態があるため、最終的には個々の事情に照らし、税務上の取扱いを判断することになります。その判断に当たり参考になると考えられる事例をQ&A形式によりご紹介いたします。

## 『問』

当社（年1回3月決算）の代表取締役甲は、病気のため2ヶ月間の入院が必要となり、当初予定されていた職務の執行が一部できない状態になったため、取締役会を開催し、甲の役員給与の額を減額することを決議しました。

また、退院後において、従前と同様の職務の執行が可能となったことから、取締役会の決議を経て、入院前の給与と同額の給与を支給することとする改定をしています。

この場合、当社が甲に支給する役員給与は定期同額給与に該当しますか。

なお、入院期間中、甲には別途、社会保険から傷病手当金が給付される予定です。

×1年8月まで	月額60万円
×1年9月～10月（入院期間）	月額20万円
×1年11月（職務再開）以降	月額60万円

## 『解答』

ご質問のように、役員が病気で入院したことにより当初予定されていた職務の執行が一部できないこととなった場合に、役員給与の額を減額することは臨時改定事由による改定と認められます。また、従前と同様の職務の執行が可能となった場合に、入院前の給与と同額の給与を支給することとする改定も臨時改定事由による改定と認められます。したがって、甲に支給する給与はいずれも定期同額給与に該当します。

## 『解説』

代表取締役甲の職制上の地位の変更はないものの、これまで行ってきた役員としての職務の一部を遂行することができなくなったという事実が生じており、職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情があったものと考えられますので、臨時改定事由による改定に当たり、定期同額給与に該当することとなります。

この臨時改定事由による改定は、事業年度開始日から3ヶ月までにされた定期給与の額の改定時には予測しがたい偶発的な事情等による定期給与の額の改定で、利益調整等の恣意性があるとはいえないものについても、定期同額給与とされる定期給与の額の改定として取り扱うこととしているものです。

どのような事情が生じた場合が臨時改定事由に当たるかは、役員の職務内容など個々の実態に即し、予め定められていた役員給与の額を改定せざるを得ないやむを得ない事情があるかどうかにより判断することになりますが、ご質問のように、役員が病気で入院したことその他の事由により、当初予定されていた職務の一部又は全部の執行ができないこととなった場合には、役員の職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情があると認められることから、これにより役員給与の額を減額して支給する又は支給をしないことは、臨時改定事由による改定と認められます。

また、退院後、従前と同様の職務の執行が可能となったことにより、取締役会の決議を経て入院前の給与と同額の給与を支給することとする改定についても、「役員の職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情」に該当することとなります。

（注）事前確定届出給与（法法34①二）に係る臨時改定事由（法令69③一）についても、同様の取扱いとなります。

〔関係法令通達〕 法人税法第34条第1項第1号 法人税法施行令第69条第1項1号

参考：国税庁HP <http://www.nta.go.jp/> より

< 原 >

## ※平成21年3月分から協会けんぽの介護保険料率が変わります

平成21年3月分以降の健康保険料率（平成21年4月30日納付期限分）

### 介護保険第2号被保険者に該当する場合

（40歳から64歳までの全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者）

従前	→	平成21年3月分～
9.33%		9.39%

※介護保険第2号被保険者に該当しない場合の保険料率（8.2%）の変更はありません。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の介護保険料率は、平成21年3月分（平成20年4月30日納付期限分）から、1.19%（以前は1.13%）に改定されます。

これにより、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の全国健康保険協会管掌健康保険料率は、医療に係る保険料率（8.2%）と合わせて、9.39%（以前は9.33%）となります。

なお、健康保険組合に加入されている方の保険料率は、加入されている健康保険組合によって異なりますので、別途ご確認いただくようお願いします。

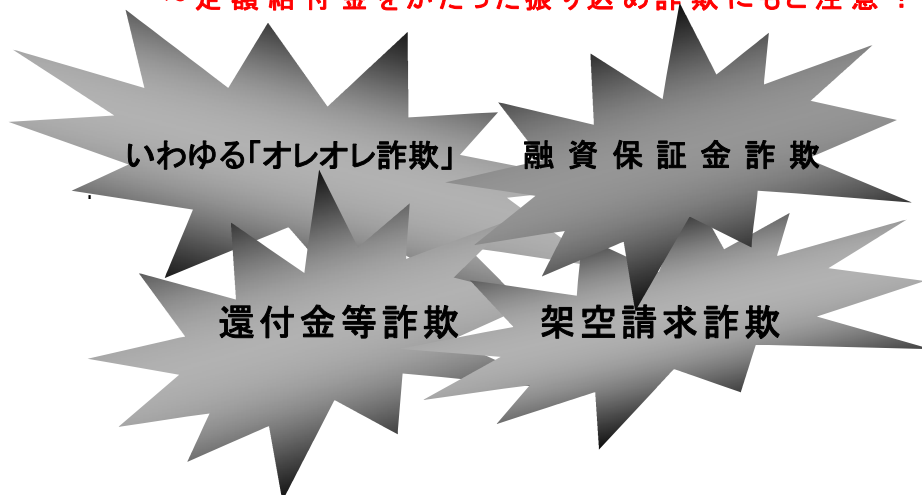
全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の保険料率のうち、医療に係る保険料率（8.2%）については、平成21年9月までに都道府県別の保険料率に移行することとなっています。

給与計算ソフトをお使いの方は、料率変更をお忘れなく！！

# 振り込め詐欺にご注意!

## 振り込め詐欺にご注意!

～定額給付金をかたった振り込め詐欺にもご注意!



### ☆「オレオレ詐欺」にだまされないで

事前に家族情報を聞きだし身内を騙り、心配事があるかのような電話を掛けてきます。不安感をつのらせ、急いでお金を振り込ませます。

- ・電話の相手に、家族の名前や住所などを聞き、本人かどうかを確認する。  
(こんな時のために**家族で合言葉**を決めておく)
- ・事実かどうかの確認をして、家族に相談し、**一人で絶対に振り込まない**。



### ☆ 融資保証金詐欺「貸します詐欺」にだまされないで

大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容のニセのダイレクトメールや携帯メール等を送りつけてきます。申し込むと、保証金名目や多重債務者データ削除のためとか、色々な手口でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。

- ・実在する貸金業者等を装っている場合があるので、すぐに申し込まず、必ず電話帳や番号案内等で**電話番号を調べ確認する**。
- ・正規の貸金業者では、保証金や借入金のデータの抹消などいかなる名目であっても、**融資を前提に現金を振り込ませることは絶対ありません**。

### ☆「架空請求」こんな葉書や電話・メールにだまされないで

- ・利用していないものを支払う必要はありません。「支払わない」とはっきり伝え無視をする。
- ・相手先に電話やファックス、メールなどでの**連絡、問い合わせは絶対にしない**。

### ☆ 還付金等詐欺

- ・税務署や社会保険事務所、市区町村の職員等が**還付するためにATMの操作をお願いすることは絶対にありません**。

不審に思ったら、直ちに警察の**相談窓口 (#9110)** 又は最寄りの警察署へ相談、緊急の場合は110番通報すること。(総務省のホームページは <http://www.soumu.go.jp/>)

< 廣 川 >



**Q1 予備校等の授業料**  
学校教育に類似する次のものの授業料、入学検定料および消費税が課税されるのでしょうか。

- ①予備校、進学塾、そろばん塾における授業料
- ②幼稚園の授業料

**A** ①学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校が受け取る授業料、入学検定料は非課税となりますが、これらの学校等に該当しない予備校、進学塾、そろばん塾等が受け取る授業料、入学検定料は課税されます。  
②幼稚園は学校教育法第1条に規定する学校に該当し、幼稚園が受け取る授業料、入園検定料には課税されません。  
(法別表第一11)。

**Q2 学習塾等の授業料**  
学習塾、英会話教室、自動車教習所、各種のカルチャースクール等の入学金等は、消費税の課税の対象となるのでしょうか。

**A** 学習塾、英会話教室、自動車教習所、各種のカルチャースクール等、学習塾やいけいごと塾(茶道、ピアノ、剣道、水泳等)は一般的には学校教育法上の各種学校とはなっていないと認められることから、当該塾等の入学金、授業料等は課税の対象となります。  
なお、これらの塾等であっても、学校教育法第134条第1項の各種学校に該当し、年間授業時間数等一定の要件を満たすものに係る入学金、授業料等は非課税となります(法別表第一11ハ)。

**Q3 下宿の取扱い**  
居住用の部屋の貸付に「まかない」が伴ういわゆる下宿の場合、下宿代は、全額が住宅の貸付けの対価として消費税は非課税となるのでしょうか。

**A** 下宿代のうち、まかない部分は課税となり、部屋代部分は非課税となります。  
(注)  
この場合、まかない部分と部屋代部分が区分されている場合は、原則としてその区分に従うこととし、区分されていない場合には、合理的な方法により区分することとなります。  
旅館業法の適用を受ける施設の利用は非課税範囲から除かれています。学生又は独身者等が利用するいわゆる下宿は旅館業法上の「下宿営業」には該当しません。



参考：国税庁HP内 質疑応答事例より  
<http://www.nta.go.jp/>

< 丸 田 >

## 研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
3月23日(月) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 あいうえおセールスと 営業マンの基本的共育・教育	加味森覚理士事務所	おのやま かずとし 小野山 和甫 先生	1,000円

### 会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

### ～ おもしろ雑学 ～ 春眠暁を覚えず…？

自然にすっきり目覚めるには、眠り込むまでの30分と最低限必要な熟睡期3時間に、ノンレム睡眠（深い）とレム睡眠（浅い）をセットした1時間半をプラスして設定すると良い。眠り始めて5時間後、6時間半後、8時間後などである。

教育マガジン「ヨウカリ」-おもしろ雑学集より（担当：田中）





# 休日カレンダー



3月 (弥生) March

日	月	火	水	木	金	土
1 池原・原	2	3	4	5	6	7
8 堀田・伊藤	9	10	11	12	13	14
15 村井・池原	16	17	18	19	20 春分の日	21 廣川・倉又
22 テルモ経営研究会	23	24	25	26	27	28 田中・伊藤
29	30	31				

- ・確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。
- ・網掛けの日が当事務所の休日です。  
(名前の記入されていない土曜日、日曜日は、全員出勤となっています。)



## 3月の税務

- |       |   |
|-------|---|
| 2月10日 | 平成21年2月分源泉所得税・住民税の納付  |
| 3月16日 | 平成20年分所得税確定申告・損失申告及び第3期分の納付<br>確定申告税額の延納届出書提出<br>平成21年分所得税青色申告の承認申請書提出<br>平成19年分所得税の更正の請求書提出<br>贈与税・住民税・事業税・事業所税の申告<br>相続時精算課税制度選択届出書提出 |
| 3月31日 | 個人事業主の消費税の確定申告、納付<br>平成21年1月決算法人の法人税等・消費税の確定申告、納付<br>平成21年7月決算法人の法人税等・消費税の中間・予定申告、納付<br>平成21年10月、7月、4月決算法人の消費税の中間申告、納付                  |

## あとがき

3月上旬は、会計事務所にとって一年で一番忙しい時です。繁忙期を元気で乗り切るには健康管理に気を使います。当事務所では12月にインフルエンザの予防接種をしたり朝礼前にラジオ体操をしたりしていますが、忙しいとつい運動不足になるのは否めません。私はメタボ対策にもなるので、冬の晴れ間をみてお昼休みに歩いています。お勧めのコースは蓮台寺から翡翠園までの道のりです。今の季節は梅の花が香り、川のせせらぎを聞きながら歩くと、先には五百羅漢堂等々、歴史にも触れられる気持ちの良いコースです。健康のため、たまには歩いてみませんか？

< 加藤加 >